

平成26年度指定管理者運営状況検証シート

県所管課	経済労働部産業雇用局産業政策課
------	-----------------

平成27年3月31日現在



1. 施設名等

施設名 (設置年月日)	愛媛県植物くん蒸所 (平成10年3月18日)	所在地 電話 HP	愛媛県松山市大可賀三丁目150番地1 089-951-1600 http://www.itemehime.com/
----------------	---------------------------	-----------------	---

2. 指定管理者

指定管理者名	愛媛エフ・イー・ゼット株式会社	指定期間	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日	(5年間)
--------	-----------------	------	------------------------	-------

3. 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	輸入植物のくん蒸に必要な施設を提供する。	施設の外観 
施設内容	第1くん蒸庫96㎡、第2くん蒸庫50㎡	
指定管理者が行う業務	①くん蒸所の業務の実施に関する業務 ②くん蒸所の使用の許可に関する業務 ③くん蒸所の施設、付属設備及び備品の維持管理に関する業務 ④その他知事が定める業務 ⑤使用料の収納事務に関する業務	
施設の管理体制		
利用料金等	利用料金制 <input type="checkbox"/> 採用している <input checked="" type="checkbox"/> 採用していない 前年度からの変更 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし (変更ありの場合、その内容) -	
開館日・開館時間	(休所日) なし (開所時間) 終日 ※但し、受付時間は月曜日から金曜日の8:30~17:30(年末年始、祝日を除く)	

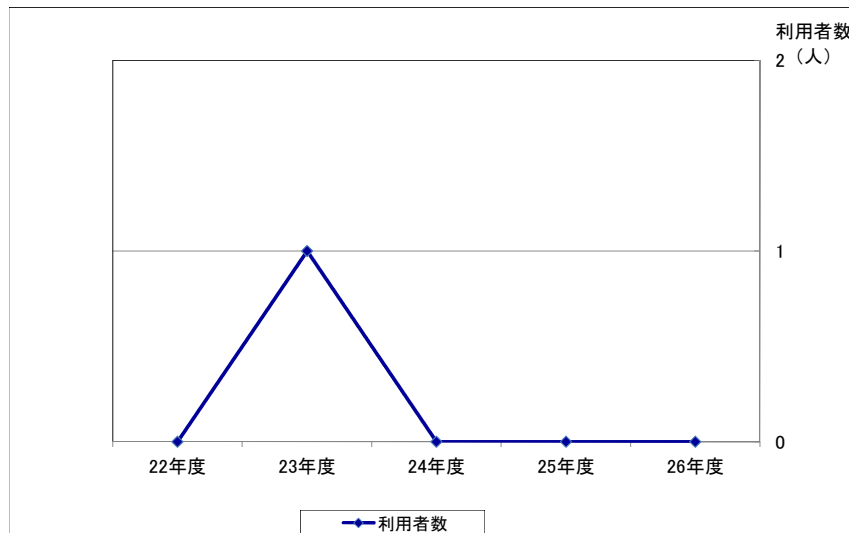
4. 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
県委託料(千円)	2,199	2,199	2,199	2,199	2,339	2,339

5. 施設の利用状況

(1) 施設の利用者数と利用料金収入

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対前年度増減率
利用者数(人)	0	1	0	0	0	— %
利用料金収入(千円)	—	—	—	—	—	— %



(2) 利用者数、利用料金収入の増減理由

対前年度増減率が±5%以上の場合、その理由

(利用者数)	—
(利用料金収入)	—

6. サービスの質向上に向けた取組み

ア) サービス向上を図る主な取組み

(○は指定管理者制度導入以降、継続的な取組み、☆は新たな取組み、※は利用者からの要望による取組み)

平成26年度の内容	平成27年度の内容(予定含む)
○平成26年度は利用実績がなかったが、過去の利用実績を検証し、さらに植物防疫所や愛媛県植物検疫協会からくん蒸に関する情報を随時収集し、一層のサービス向上に向けた体制作りに取り組んだ。また、設備の不具合箇所が発見された場合には、迅速に修繕できるよう設備の適切な維持管理に努めた。	○くん蒸所の利用者に対し施設利用後のヒアリングを実施し、また植物防疫所や愛媛県植物検疫協会からくん蒸に関する情報を随時収集し、サービス向上に努める。また、安全確保を第一とした設備の適正な維持管理に努める。

イ) 利用者からの声への26年度の対応状況

利用者からの評価や苦情・要望の主な内容	利用者からの苦情・要望への主な対応状況
特になし。	特になし。

7. 26年度実績に係る施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取組みに関する確認・検証

指定管理者の自己検証	県の施設所管課の確認・検証意見
平成26年度は利用実績がなかった。輸出国側において植物貨物や梱包材等の検査及びくん蒸処理が確実に実施されていたことによるものと推測する。 その中で、今後の利用促進に向けて利用者や植物防疫所、愛媛県植物検疫協会からの情報収集を行い、くん蒸所の利用に備えるとともに、安全確保を第一に設備の維持管理に努めた。	植物くん蒸所は、CIQ(Custom:税関、Immigration:出入国管理、Quarantine:検疫)の一角を担う施設で、植物検査で不合格になった場合にくん蒸処理が実施されるが、近年は輸出国側で適切にくん蒸が行われており、くん蒸する機会自体が減少している。 担当者はくん蒸が必要となった場合に備え、保守点検業務の丹念な精査や植物防疫所等からの情報収集を行っている。また、くん蒸所に関する専門的な知識を有しており、外部からの問い合わせに対しても適切に対応できており、良好な管理運営を行っているとは評価できる。

8. 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

指定管理者は、くん蒸所が所在する総合保税地域の被許可者であり、くん蒸所の目的及び機能を十分に理解している。また、上述のとおり、くん蒸施設の管理・運営に関しても、専門的知識に基づき実施できており、施設の使用に備え十分な体制が整っていることから導入による効果であると評価できる。
